

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少など、一定の条件に該当する時に、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免を行います。

《国民健康保険税》

対象	①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入など」という。）の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する世帯 ・世帯の主たる生活維持者の事業収入などのいずれかの減少額（保険金などで補填される金額を控除した額）が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上であること ・世帯の主たる生活維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること ・減少が見込まれる世帯の主たる生活維持者の事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること													
減免額	①に該当するとき 全額 ②に該当するとき 下記の表1によって算出した減免対象国民健康保険税額に、表2に基づく減免の割合を乗じた額	表2 <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1000万円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得金額	減免の割合	300万円以下	10分の10	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1000万円以下	10分の2
前年の合計所得金額	減免の割合													
300万円以下	10分の10													
400万円以下	10分の8													
550万円以下	10分の6													
750万円以下	10分の4													
1000万円以下	10分の2													
減免の対象となる国民健康保険税	表1 <table border="1"> <tr> <td> 減免対象国民健康保険税額 = （世帯全体の国民健康保険税額） ×（主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る前年の所得額） ÷（主たる生計維持者および世帯内のすべての被保険者の前年の合計所得金額） </td> </tr> </table>		減免対象国民健康保険税額 = （世帯全体の国民健康保険税額） ×（主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る前年の所得額） ÷（主たる生計維持者および世帯内のすべての被保険者の前年の合計所得金額）											
減免対象国民健康保険税額 = （世帯全体の国民健康保険税額） ×（主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る前年の所得額） ÷（主たる生計維持者および世帯内のすべての被保険者の前年の合計所得金額）														
減免の対象となる国民健康保険税	納期限が、令和4年4月1日から令和5年3月31日までのもの													

《介護保険料》

対象	①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者（65歳以上） ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入など」という。）の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する第1号被保険者（65歳以上） ・世帯の主たる生計維持者の事業収入などのいずれかの減少額（保険金などで補填される金額を控除した額）が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上であること ・減少が見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること							
減免額	①に該当するとき 全額 ②に該当するとき 下記の表1によって算出した減免対象介護保険料額に、表2に基づく減免の割合を乗じた額	表2 <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>210万円以下</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>210万円超</td> <td>10分の8</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得金額	減免の割合	210万円以下	10分の10	210万円超	10分の8
前年の合計所得金額	減免の割合							
210万円以下	10分の10							
210万円超	10分の8							
減免の対象となる介護保険料	表1 <table border="1"> <tr> <td> 減免対象介護保険料額 = （第1号被保険者の保険料額） ×（主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る前年の所得額） ÷（主たる生計維持者の前年の合計所得金額） </td> </tr> </table>		減免対象介護保険料額 = （第1号被保険者の保険料額） ×（主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る前年の所得額） ÷（主たる生計維持者の前年の合計所得金額）					
減免対象介護保険料額 = （第1号被保険者の保険料額） ×（主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る前年の所得額） ÷（主たる生計維持者の前年の合計所得金額）								
減免の対象となる介護保険料	納期限が、令和4年4月1日から令和5年3月31日までのもの							

《後期高齢者医療保険料》

後期高齢者医療保険料の被保険者においても、国民健康保険税の減免に準じた減免を行います。詳しい内容については、7月の保険料納入通知書発送の際にチラシを同封させていただきます。

申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】 税務出納課町民税係 ☎ 85-6132（直通）

児童福祉制度・手当についてのお知らせ

【詳しい手続・ご相談】健康福祉課子育て支援係 ☎ 86-0212

児童扶養手当

ひとり親の方や、親に代わって子どもを養育している方に対し、生活の安定・自立の促進とともに、子どものすこやかな成長を願って支給されます。

●児童扶養手当を受給できる方

18歳に達する年度末までの児童（心身に障がいがある児童は20歳未満）を養育しているひとり親家庭（配偶者が一定程度障がいの状態にある場合も含む）の父や母、または養育者

※次の場合などは、対象になりません。

- ・養育者の所得が一定額以上の場合
- ・養育者、対象児童が公的な年金を受けられる場合
- ・対象児童が児童福祉施設などに入所している場合

●一部支給停止措置について

手当を受けてから5年以上を経過した方（8歳未満の児童を監護する方を除く）は、就労などの実績がない場合、手当額が2分の1に減額されます。該当する方には適用除外のための届書を送付していますので忘れずに提出してください。

※減額対象にならない場合がありますので、詳しくは健康福祉課子育て支援係までお問い合わせください。

●低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について

■支給対象

1. 本年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方（県より支給）
2. 公的年金給付を受給しており、本年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方（支給制限限度額を下回る者）
3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある児童の福祉増進のために支給されます。

●特別児童扶養手当を受給できる方

20歳未満で精神または身体に障がいのある児童を養育している父母または養育者。

※次の場合などは、対象になりません。

- ・対象児童が児童福祉施設などに入所している場合
- ・養育者の所得が一定額以上の場合

●所得状況届の提出をお忘れなく

手当を受給している方は、8月12日～9月12日までの間に所得状況届の提出が必要になります。後日、該当する方に必要書類を送付しますが、所得状況届の提出がないと8月分以降の手当を受けられません。忘れずに、早めに提出ください。

●現況届の提出をお忘れなく

手当を受給している方は、毎年8月中旬に現況届の提出が必要になります。忘れずに、早めに提出ください。

■支給内容 今年度の支給月は奇数月で、2カ月分が支給されます。

児童の数	全部支給のとき	一部支給のとき
1人目	月額 43,070 円	月額 10,160 ～ 43,060 円
2人目	10,170 円を加算	5,090 ～ 10,160 円を加算
3人目以降 (一人につき)	6,100 円を加算	3,050 ～ 6,090 円を加算

※所得限度額を超えた場合は、一部支給となります。

※一部支給については、所得に応じてきめ細かく定められています。

■所得制限限度額

扶養親族の数	本人の所得制限		配偶者・扶養義務者 (同居の直系血族および兄弟姉妹) の所得制限
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円

※扶養親族の数が3人以上のときは、1人につき38万円を加えた額になります。

※2、3の方は申請が必要です。健康福祉課子育て支援係へお問い合わせください。

■支給内容

対象児童1人あたり5万円

※詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

各届出は期間内に
忘れずに提出してね



■支給内容(4月、8月、11月の3期に分けて支給します。)

障害等級	1級	2級
手当月額	52,400 円	34,900 円

■所得制限限度額

扶養親族の数	本人の所得制限	配偶者・扶養義務者 (同居の直系血族および兄弟姉妹) の所得制限
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円

※扶養親族の数が3人以上のときは、1人につき38万円を加えた額になります。